

# 下仁田ジオパークブランド制度実施要綱

## 第1条（目的）

ジオパーク下仁田協議会（以下「協議会」という。）は、下仁田ジオパークの活動を産品開発等と連携した「下仁田ジオパークブランド制度」（以下「本制度」という。）を制定する。本制度は、下仁田の風土と人々の暮らしとのつながりを語るができる商品で特に優れたものを「下仁田ジオパークブランド」（以下「ジオ商品」という。）として認定することにより、下仁田ジオパークならではの商品の魅力を国内外へ発信し下仁田ジオパークの多面的理解と認定商品販売の促進に貢献することを目的とする。

## 第2条（資格・対象となる商品）

ジオ商品として認定を受けるためには、下仁田の風土や人々の暮らし等と商品のつながりを語れるほか、次の要件のうち、1つ以上の条件を満たす商品とする。

- ① 下仁田ジオパーク内で産出・生産された商品
- ② 下仁田の自然（動物・植物・地形・地質等）を表現したもので、かつユニークな発想の商品
- ③ 下仁田ジオパーク内の歴史・文化を感じさせることができる商品

## 第3条（その他の条件）

本制度への申請に関し、その他の条件として、以下の要件を満たしている商品に限る。

- ① 法令等を遵守していること（関係法令、基準、業界での製造基準、表示義務等の遵守）。例：製造物責任法、食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、観光土産品の表示に関する公正競争規約等
- ② 既存のジオ商品等の模倣品でないこと。
- ③ 必要な許可を取得していること。製造・販売について、法令による許可または認可を必要とするものは、当該許可または認可を得ていること。
- ④ 権利の侵害がないこと。特許権や意匠権等の産業財産権、その他の権利を侵害していないこと。

## 第4条（申請）

認定を受けようとする者は、「下仁田ジオパークブランド申請書」を協議会に提出しなければならない。

- 2 認定の申請を行うことができる者は、原則として下仁田ジオパーク内に居住する個人、下仁田ジオパーク内に営業所を有する法人または団体とする。

## 第5条（認定の審査）

協議会は、申請を受理した場合、推進運営委員会において審査し協議会で承認するものとする。

- 2 前項の審査については、申請者等から意見を聞くことができる。

## 第6条（認定の有効期間）

認定の有効期間は、認定日から4年間とする。

- 2 認定継続については、「下仁田ジオパークブランド更新申請書」の提出により、推進運営委員会の審査を経て決定する。

## 第7条（認定の表示）

ジオ商品取扱者（以下「認定者」という。）は、下仁田ジオパークのロゴマークを用い、ジオ商品に表示することができる。

## 第8条（認定内容の変更）

認定者は、ジオ商品について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、「下仁田ジオパークブランド内容変更届」を速やかに協議会に提出しなければならない。

- ① 申請書の内容に変更が生じたとき。
- ② ジオ商品の生産、販売または提供を中止または廃止し、再開の見込みのないとき。
- ③ ジオ商品の規格、形状、包装及び容器に関わるデザインを著しく変更したとき。

## 第9条（認定の調査及び検査）

協議会は必要があると認めるときは、ジオ商品の調査や検査を行うことができる。

## 第10条（認定の取消し）

協議会は、ジオ商品が次の各号いずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- ① 認定基準に適合しないと認められたとき。
- ② 申請資格を満たさなくなったとき。
- ③ 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ④ 認定された商品等の調査を正当な理由なく拒否したとき。
- ⑤ 生産または販売を1年以上中止し、または廃止したとき。
- ⑥ その他、ジオ商品として認定することが適当でないと認められたとき。

- 2 協議会は、認定を取り消したときは、その対象となるジオ商品及び認定者を公表することができる。

## 第11条（認定者の責務）

認定者は、この要綱の規定を遵守し、ジオ商品の生産及び販売を通じて、積極的に下仁田ジオパークのイメージ向上に努めなければならない。

- 2 ジオ商品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに協議会に報告しなければならない。

## 第12条（実績報告）

認定者は、ジオ商品の出荷または販売に係る実績について、協議会からの要請があった場合、可能な限り協力するものとする。

#### **第13条（損害に関する責任）**

ジオ商品の生産、販売、提供等により事故が発生した場合は、認定者がその損害賠償の責務を負うものとし、協議会はその原因如何に問わず、これを負わない。

#### **第14条（その他）**

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成28年10月27日から施行する。

# 下仁田ジオパークブランド(新規・更新)申請書

本書のとおり、下仁田ジオパークブランド制度に申請します。

申請日	年 月 日	
商品名		
商品の特徴		
商品の種類	次の条件を満たすものに「レ」印を付ける <input type="checkbox"/> 下仁田ジオパーク内で産出・生産された商品 <input type="checkbox"/> ジオサイトの地形・地質を模した商品 <input type="checkbox"/> 歴史・文化を感じさせる商品	
商品の価格等		
申請者	氏名	
	住所	
	電話	
	E-mail	
備考		

※申請時に申請商品の写真及び画像データも送付ください。

## 提出・問い合わせ先

ジオパーク下仁田協議会事務局

〒370-2611 下仁田町青倉 158-1

電話 70-3070 fax67-5315

E-mail [geopark@town.shimonita.lg.jp](mailto:geopark@town.shimonita.lg.jp)

# 下仁田ジオパークブランド内容変更届書

本書のとおり、下仁田ジオパークブランドの内容変更しました。

届出日	年 月 日	
商品名		
変更の種類	次の内容に「レ」印を付ける <input type="checkbox"/> 申請時内容の変更 <input type="checkbox"/> 規格、形状、包装等の変更 <input type="checkbox"/> 商品の中止または廃止	
変更内容		
申請者	氏名	
	住所	
	電話	
	E-mail	
備考		

## 提出・問い合わせ先

ジオパーク下仁田協議会事務局

〒370-2611 下仁田町青倉 158-1

電話 70-3070 fax67-5315

E-mail [geopark@town.shimonita.lg.jp](mailto:geopark@town.shimonita.lg.jp)